

大木町公共施設等総合管理計画

～公共施設等ファシリティマネジメント～



平成 29 年 3 月策定

[令和 5 年 3 月改定]

[令和 6 年 3 月公共施設等ファシリティマネジメント計画修正]

大 木 町

目 次

第 1 章 計画の目的と位置づけ

- 1. 計画策定の背景と目的 1
- 2. 計画の位置づけ 1
- 3. 計画期間 1
- 4. 計画の対象施設 2
- 5. 計画の推進体制 4

第 2 章 公共施設等の現状と将来推計

- 1. 人口の状況 5
- 2. 財政の状況と歳入歳出の見込み 7
- 3. 公共施設等の状況 8
- 4. 更新費用等の見込み 10

第 3 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- 1. 公共施設等の現状課題の整理 12
- 2. 基本方針 13
- 3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 14
- 4. 改修・更新サイクルの設定 17
- 5. 管理目標の設定 19

第 4 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- 1. 建物系公共施設の管理方針 20
- 2. インフラ系公共施設の管理方針 27

第 5 章 公共施設等ファシリティマネジメント計画

- 1. 基本事項 29
- 2. 投資可能額の設定 29
- 3. 公共施設等ファシリティマネジメント計画 31



第1章 計画の目的と位置づけ

1. 計画策定の背景と目的

高度経済成長期において、全国の自治体で数多くの施設整備が行われました。近年、それらの施設が一斉に更新時期を迎えてきたことで、その莫大な更新費用が、自治体財政に重くのしかかることとなり、全国の自治体で、その課題にいかに対処するかという課題を抱えることになりました。

現状の施設を一律に更新することは、財政的に不可能であり、持続可能な行政経営を行うためには、社会情勢の変化や将来のまちづくりも見据えたうえで、施設の適正な配置、維持管理、改修、更新、統廃合などによる財政負担の軽減、平準化を図っていく必要がありました。

そこで、今後の公共施設の在り方の方向性を示すため、平成29年3月に本計画を作成し、その後には、本計画に基づく施設毎の長寿命化計画、個別施設計画等を作成し、施設管理を行ってきました。

さらに、令和3年3月に自治総合計画を作成し、財政規律のうえで確実な事業計画の推進を図っていくこととしたなかで、公共施設等の管理についても、個別施設計画等の内容も踏まえた計画の見直しを行い、自治総合計画に基づいた実施計画を作成する必要が生じたため、本計画の見直しを行いました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「大木町自治総合計画」を上位計画として、本章から「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」までを、公共施設等の個別施設計画や長寿命化計画を包括した、公共施設等の有効活用や維持管理、整備時期等に関する基本的な考え方を示す計画として位置づけるとともに、「第5章 公共施設等ファシリティマネジメント計画」を、財政状況と個別施設計画等を踏まえたうえでの、公共施設等の補修・更新の時期を定めた実施計画として位置づけることとします。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、2023年度から2059年度までの37年間とします。なお、自治総合計画の期間と整合を図るため、実行計画である「第5章 公共施設等ファシリティマネジメント計画」については、自治総合計画の計画期間にあわせ期間を8年間（当初は2027年までの5年間）とします。また、計画期間においても公共施設等に対するニーズの変化、定期的な点検・診断の結果、今後の社会経済動向等を踏まえ、適宜計画の検証、見直しを行います。

4. 計画の対象施設

以下の公共施設を、本計画における対象施設として管理します。

(1) 建物系公共施設

- ◎ 役場庁舎（水防倉庫、車庫を含む）
- ◎ 庁舎西別館
- ◎ 大莞コミュニティセンター
- ◎ 子育て交流センター
- ◎ 大溝保育園
- ◎ 学童保育所（木佐木・大溝・大莞）
- ◎ 図書・情報センター
- ◎ 総合体育館
- ◎ 運動公園（管理棟、艇庫棟、照明等設備）
- ◎ 柔剣道場
- ◎ テニスコート（照明等設備）
- ◎ 木佐木・大溝・大莞小学校（校舎、体育館、プール）
- ◎ 大木中学校（校舎、体育館、部室棟、プール）
- ◎ 学校給食共同調理場
- ◎ 消防団格納庫
- ◎ 環境プラザ
- ◎ おおき循環センター「くるるん」（バイオマスセンター、道の駅おおき）
- ◎ 地域創業・交流支援センター
- ◎ 農産物加工販売施設
- ◎ 健康福祉センター（健康福祉棟、多世代交流棟、倉庫棟）
- ◎ やすらぎ苑
- ◎ 石丸山公園（資料館、屋外トイレ）
- ◎ ふれあい広場
- ◎ 木佐木小水辺公園トイレ
- ◎ 総合体育館南東側障害者トイレ

(2) インフラ系公共施設

◎ 一般道路

実延長 275,199m

道路敷面積 1,342,016 m² (車道部 908,831 m²)

◎ 堀・水路

延長 214,753m

うち国営水路 24,628m

県営水路 33,039m

町営水路 157,086m

◎ 橋梁

橋梁数 328 本 (15m以上 15 本、15m未満 313 本)

(永久橋 325 橋、木橋 3 橋)

延長 1,926m (永久橋 1907.6m、木橋 18.4m)

面積 9797.4 m²

◎ 上水道

配水管 112,068.1m (耐震化率 16.4%)

うち配水本管 31,056.8 m (耐震化率 51.0%)

φ500 mm	1,179.5 m (耐震化率 95.5%)
φ350 mm	1,313.0 m (耐震化率 100%)
φ300 mm	1,342.9 m (耐震化率 100%)
φ250 mm	7,199.6 m (耐震化率 47.8%)
φ200 mm	2,634.5 m (耐震化率 78.9%)
φ150 mm	17,387.3 m (耐震化率 37.6%)

うち配水支管 81,011.3 m (耐震化率 16.4%)

φ100 mm	9,958.1 m (耐震化率 3.9%)
φ75 mm	26,115.8 m (耐震化率 2.0%)
φ50 mm ≤	44,937.4 m (耐震化率 0%)

5. 計画の推進体制

(1) 総合的な調整合体制

本計画の円滑な推進のためには、課を超えた取り組みも必要となることから、経営戦略会議がその調整を担います。本計画の策定・改定、財源措置に関することは財務会計課が担い、施設の管理、発注、予算管理については、各施設を管理する所管課が担い、技術的支援に関することを建設水道課が担うこととし、施設主管課をサポートできる体制を整えます。

また、日常点検、施設管理等に関する職員研修の実施や、技術職員に対する外部研修への派遣など、施設管理に関する総合的かつ計画的な管理を実現できる体制構築を図ります。

(2) 情報の一元管理

公共施設等に関する情報の一元管理のため、固定資産台帳の活用を図ります。固定資産台帳に公会計で必要とする情報以外の施設面積や修繕記録、維持管理コスト、施設利用状況等の情報を付加し、横断的に施設の最適化の検討が行えるようにします。

(3) 計画の進捗管理

経営戦略会議が計画進捗の調整役としての機能を果たしますが、加えて本計画は、自治総合計画の個別計画として位置づけられた計画であり、自治総合計画の計画期間に合わせて「第5章 ファシリティマネジメント計画」を作成することで中期的な視点での見通し、評価、改善を行うこと、また、活動事業評価によって年度ごとにPDCAサイクルによる評価、改善を加えていしながら、計画の進捗管理を行っていきます。



第 2 章 公共施設等の現状と将来推計

1. 人口の状況

(1) 人口と世帯数の推移

本町の 2020 年国勢調査における人口は 13,820 人であり、2010 年までは増加を続けていましたが、2015 年には減少に転じました。一方、世帯数は、継続した増加傾向にあり、2020 年の世帯数は 4,772 世帯となっています。

国勢調査人口と世帯数の推移

年 次	世帯数 (戸)	人口 (人)			世帯人口 (人)
		総数	男	女	
1975 年	2,764	12,528	5,925	6,603	4.53
1980 年	2,900	12,721	6,071	6,650	4.39
1985 年	3,067	13,117	6,275	6,902	4.28
1990 年	3,230	13,233	6,237	6,995	4.10
1995 年	3,498	13,525	6,361	7,164	3.87
2000 年	3,840	13,862	6,505	7,357	3.60
2005 年	4,191	14,282	6,719	7,563	3.41
2010 年	4,470	14,350	6,715	7,635	3.21
2015 年	4,556	14,176	6,714	7,462	3.11
2020 年	4,772	13,820	6,545	7,275	2.90

※ 1990 年調査 性別不明人数 1 人

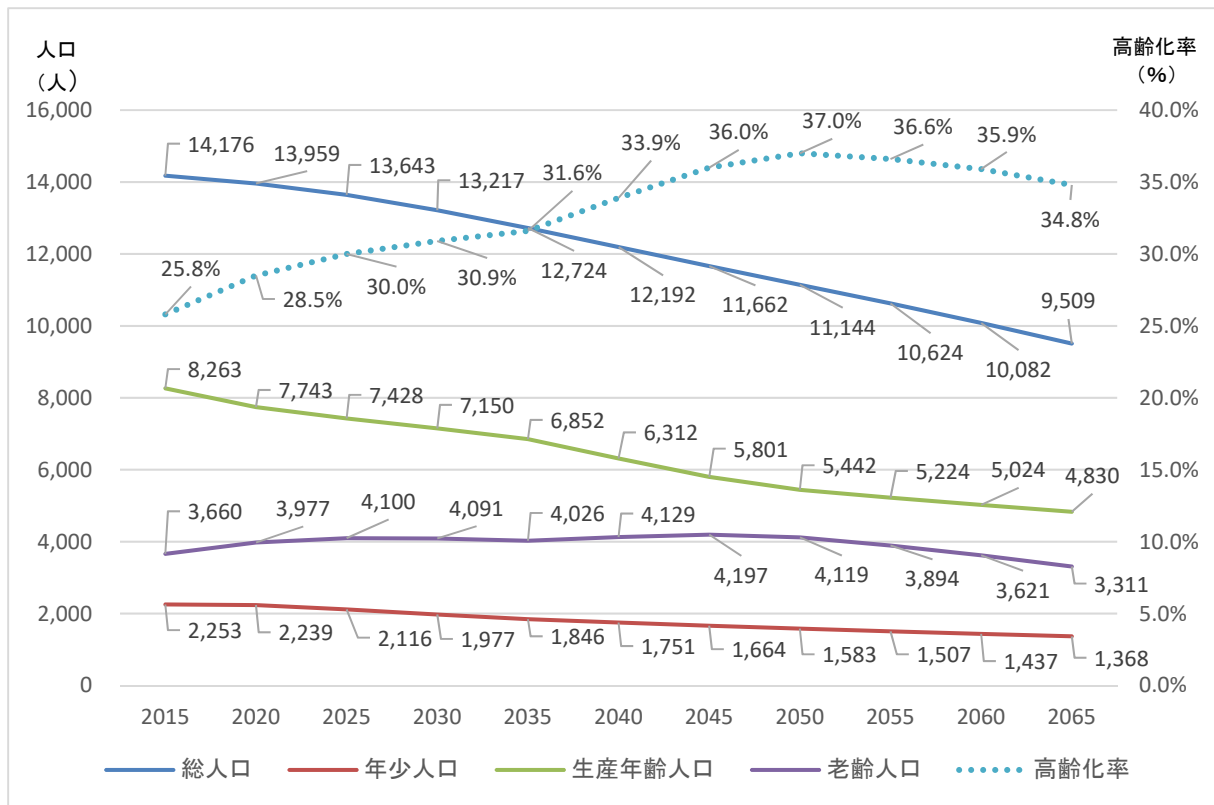
(2) 将来人口

本町の将来人口（人口ビジョン・2021 年改定）は、2020 年の国勢調査人口 13,820 人から、2040 年 12,192 人、2060 年 10,082 人と、40 年間で人口が約 28%も減少すると予測されています。

年齢階層別では、年少人口が 2020 年の国勢調査人口 2,101 人から 2060 年 1,437 人、40 年間で約 35%減少し、生産年齢人口も 2020 年の国勢調査人口 7,683 人から 2060 年 5,024 人、40 年間で約 32%減少と、総人口の減少率よりも大きな割合で減少していくことから、より高齢化が進んでいくと予測されます。

その高齢人口は、2020 年の国勢調査人口 4,036 人（高齢化率 29.2%）から 2050 年 4,119 人（高齢化率 37.0%）まで増加を続け、その後減少に転じ、2060 年 3,621 人（高齢化率 35.9%）と予測されています。

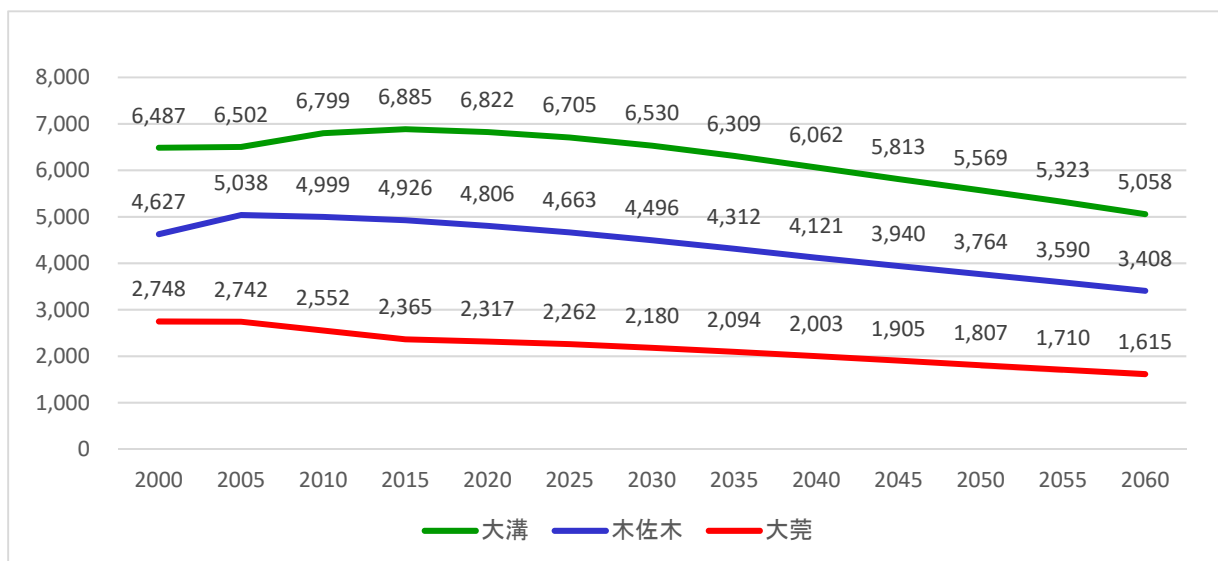
将来人口推計



(3) 校区別の人口

校区別の人口推移、将来推計では、大溝校区が 2015 年 6,885 人をピークに減少に転じており、2060 年 5,058 人、木佐木校区が 2005 年 5,038 人をピークに減少に転じており、2060 年 3,408 人、大莞校区は 2000 年 2,748 人の集計以降、減少を続け、2060 年 1,615 人と推計されます。

校区別人口推計



2. 財政の現況と歳入歳出の見込み

(1) 財政の現況

近年の本町の歳入歳出は60億円前後で推移してきました。令和2年度、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業経費の影響で突出した額となっています。歳入の根幹となる地方税、地方交付税とも大きな変化なく推移しています。歳出については、扶助費の増加が目立ちます。本計画に係る普通建設事業費、維持補修費については、歳出総額の10%前後で推移してきています。

歳入歳出総額の推移

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
歳入総額	5,667	5,876	6,794	6,229	8,624	7,521
うち 地方税	1,393 (24.6%)	1,424 (24.2%)	1,417 (20.9%)	1,451 (23.3%)	1,475 (17.1%)	1,470 (19.5%)
地方交付税	1,439 (25.4%)	1,446 (24.6%)	1,459 (21.5%)	1,502 (24.1%)	1,558 (18.1%)	1,761 (23.4%)
地方債	370 (6.5%)	430 (7.3%)	307 (4.5%)	257 (4.1%)	593 (6.9%)	214 (2.8%)
歳出総額	5,490	5,706	6,551	5,810	8,107	6,913
うち 人件費	993 (17.0%)	889 (15.6%)	916 (14.0%)	892 (15.3%)	1,061 (13.1%)	1,107 (16.0%)
扶助費	1,177 (21.4%)	1,317 (23.1%)	1,303 (19.9%)	1,341 (23.1%)	1,371 (16.9%)	1,644 (23.8%)
公債費	447 (8.1%)	448 (7.9%)	469 (7.2%)	471 (8.1%)	484 (6.0%)	465 (6.7%)
維持補修費	20 (0.4%)	18 (0.3%)	18 (0.3%)	19 (0.3%)	18 (0.2%)	28 (0.4%)
普通建設事業費	585 (10.7%)	702 (12.3%)	548 (8.4%)	419 (7.2%)	865 (10.7%)	279 (3.9%)

() は歳入総額または歳出総額に占める割合

(2) 歳入歳出の見込み

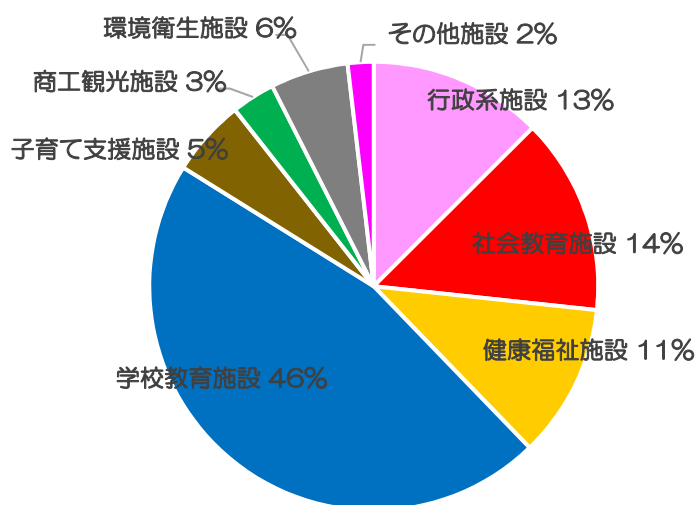
中期財政計画（令和3年3月作成）による令和9年度までの歳入歳出の見込みでは、毎年度の歳入見込みが55億円前後、対して、歳出は60億円前後を見込み、その不足分を基金取り崩しで対応することとした場合、令和9年度末には財政調整基金残高が77%も目減りするという大変厳しい財政状況にあります。

同計画による歳出見込みのうち、令和3年度から令和9年度までの投資的経費の総額は、3,390百万円、年平均484百万円（歳出総額に占める割合7.9%）が必要であると予測されています。

3. 公共施設等の状況

(1) 用途別の延床面積

本町の公共施設の延床面積は、学校施設が最も多く46%を占めています。次いで社会教育施設14%、行政系施設13%、健康福祉施設11%の順となっています。（柔剣道場については、1階部分が学校教育施設、2階部分が社会教育施設となっていますが、本計画においては、社会教育施設として集計しています。）



用途別の延床面積

用 途	施設数	延床面積	主な施設
行政系施設	14	5,626 ㎡	役場庁舎、西別館、大莞コミセン、消防格納庫
社会教育施設	4	6,364 ㎡	図書・情報センター、総合体育館、運動公園、柔剣道場
保健福祉施設	1	4,979 ㎡	健康福祉センター
学校教育施設	5	20,711 ㎡	小・中学校、学校給食共同調理場
子育て支援施設	5	2,479 ㎡	子育て交流センター、大溝保育園、学童保育所
商工観光施設	3	1,409 ㎡	道の駅、地域創業・交流支援センター、農産物加工販売施設
環境衛生施設	2	2,520 ㎡	バイオマスセンター、環境プラザ
その他施設	5	846 ㎡	やすらぎ苑、石丸山公園、ふれあい広場、木佐木小学校水辺公園
合 計	38	44,934 ㎡	

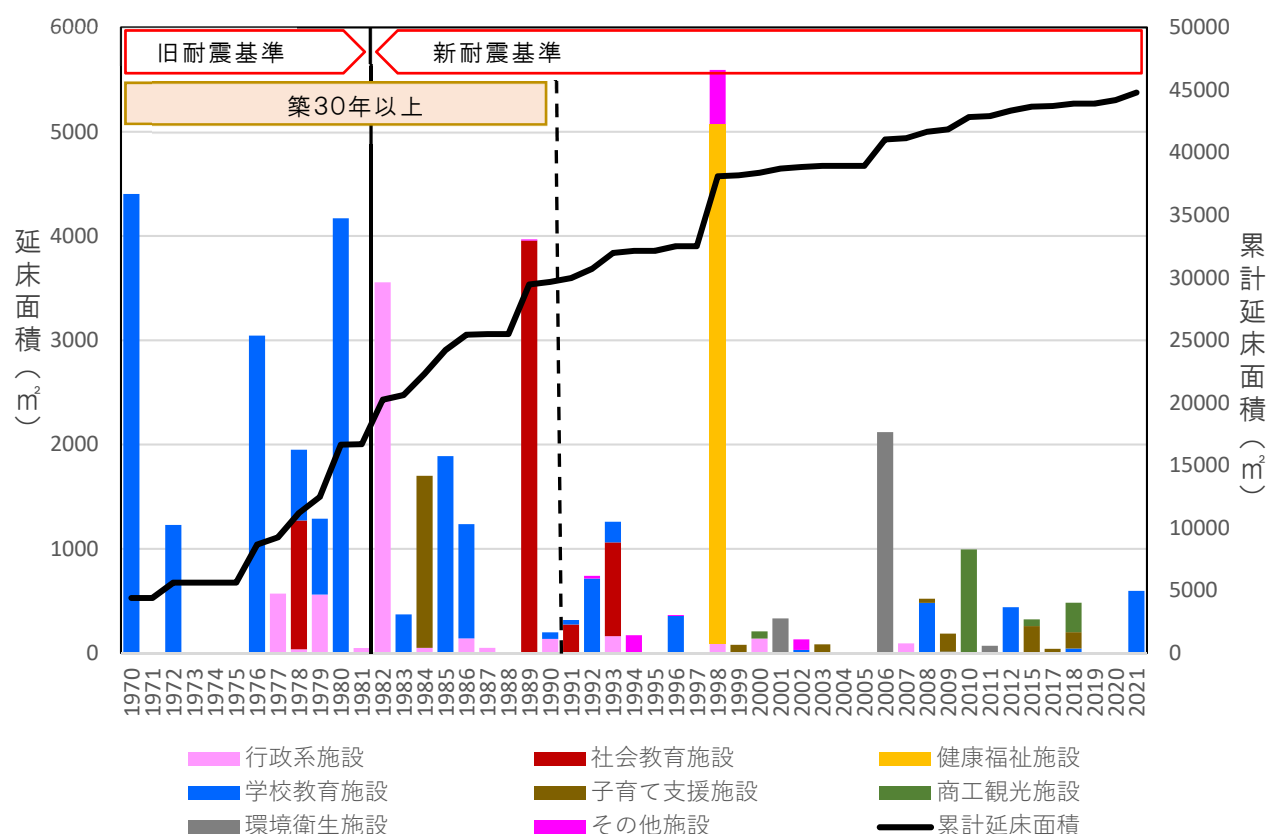
※ テニスコートはフェンス、照明設備を対象とするため本項の集計には含みません。

(2) 建設年別整備状況

本町の公共施設の建設年は、1970年に建設の大木中学校の一部施設が最も古く、1986年までには、3小学校1中学校が整備されました。

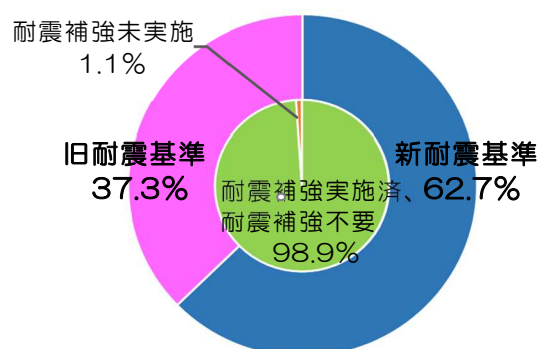
また、用途別延床面積の割合をみると、築30年を経過した施設が66%と半数以上を占め、施設の老朽化が進んでいる状況であり、築40年以上では37%、築50年以上では9.8%となっています。

建設年別用途別延床面積の推移



(3) 耐震化の状況

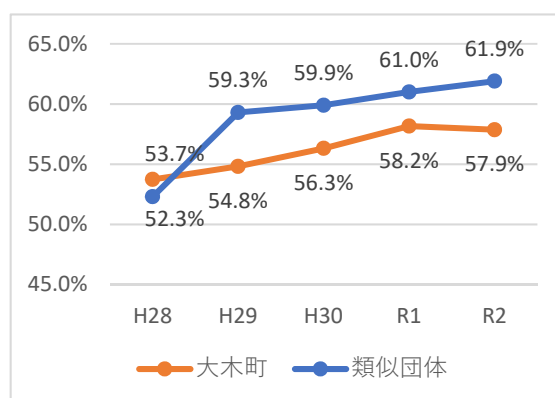
本町の公共施設のうち、1981 年以前に建てられた旧耐震基準による建物が 37.3%あり、未だ耐震補強が実施されていない建物の延床面積の割合は 1.1%（庁舎西別館）となっています。



(4) 有形固定資産減価償却率の推移

令和 2 年度の有形固定資産減価償却率は、57.9%で類似団体平均値をわずかに下回っています。同年には総合体育館の大規模改修を実施したことにより若干数値の改善が見られます。

※ 有形固定資産減価償却率は施設の老朽具合を図る一つの指標となり得ますが、施設の長寿命化対策を精緻に反映するものではありません。



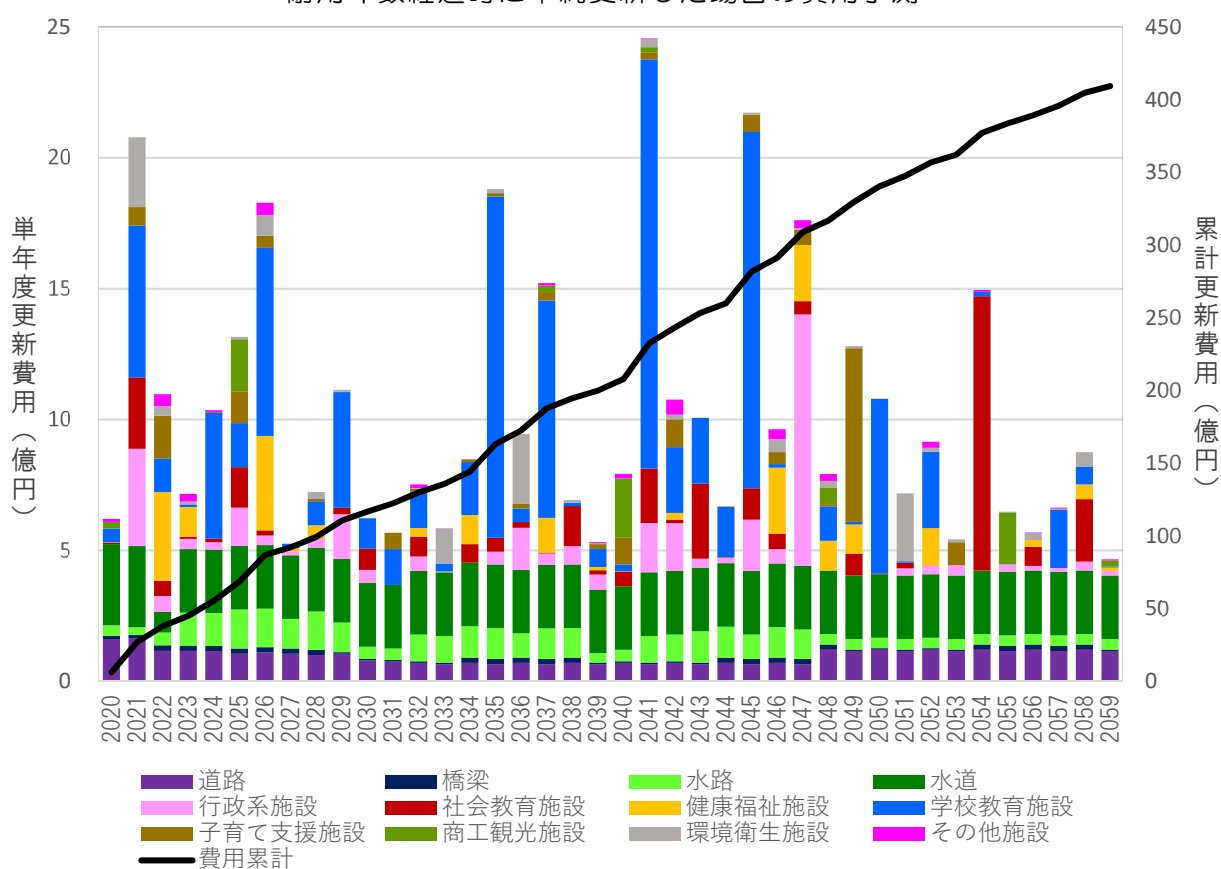
4. 更新費用等の見込み

(1) 耐用年数による単純更新費用

本町の公共施設において、事後保全型管理のままで標準的な耐用年数を迎える時期に全ての建物やインフラ施設（道路、堀・水路、橋梁、上水道）を更新する場合、2022年から2059年までの38年の間に、建物219億円、インフラ施設163億円の合計382億円が、更新費用として見込まれます。（2020年から2059年までの40年間では、建物236億円、インフラ施設173億円の合計409億円）

計画期間の38年間の内、更新費用が10億円を超える年度が15回、その内4割の6回は15億円を超える更新費用が必要であると見込まれます。

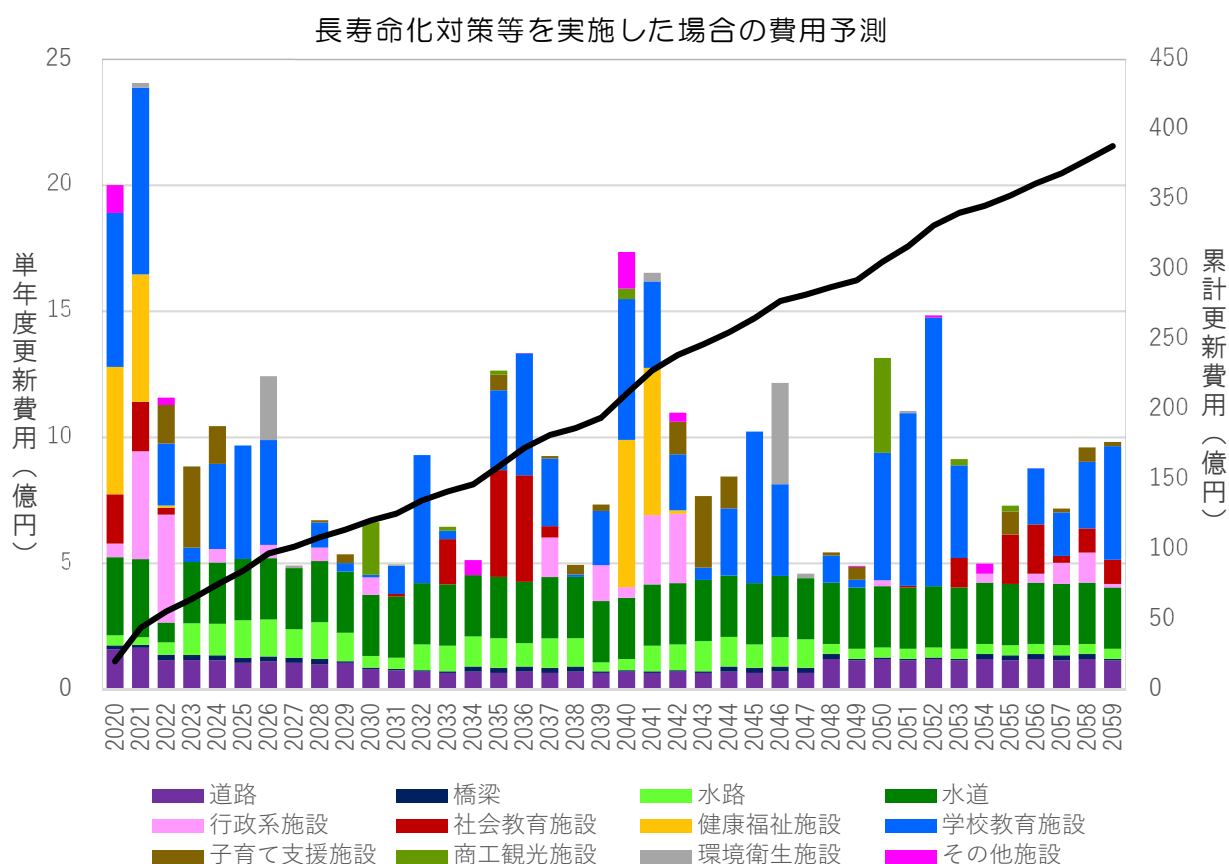
耐用年数経過時に単純更新した場合の費用予測



(2) 長寿命化を図った場合の更新費用

公共施設等の管理を予防保全型管理に切替えて必要な時期に大規模改修を行い、計画的に施設の長寿命化を図った場合は、2022年から2059年までの38年の間に、建物181億円、インフラ施設163億円の合計344億円が、更新費用として見込まれます。(2020年から2059年までの40年間では、建物214億円、インフラ施設173億円の合計387億円)

計画期間の38年間の内、更新費用が10億円を超える年度が13回、その内15億円を超える年度が2回見込まれます。



※建物再建築費の単価は、令和4年度新営予算単価により算定しています。

※長寿命化対策等を図った場合の試算として、2019年3月に作成した個別施設計画の内容を反映しています。

※長寿命化対策等によりRC造の耐用年数更新期間を80年としています。

※インフラ施設の更新費用資産については、これまでも長寿命化対策の工法により更新、維持補修を実施してきているため、単純更新、長寿命化のいずれも、現状工法による同額の費用を計上し、試算しています。



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な 管理に関する基本的な方針

1. 公共施設等の現状課題の整理

本町が保有する主な建物系公共施設（38施設、総延床面積約44,934㎡）は、その66%が建築後30年を経過しており、インフラ系施設を含む公共施設の単純更新費用は、今後40年間に総額約409億円（年平均10.2億円）が必要であると見込まれ、施設の長寿命化を図った場合でも総額約387億円（年平均9.7億円）が必要であると見込まれています。

一方で、本町の財政規模は近年60億円前後で推移しており、そのうち普通建設事業維持補修に係る費用は10%程度であり、今後の少子高齢化の進行、社会保障費の増加などの見込みのなかでは、保有する基金を投入しても、保有する公共施設等を一様に維持更新していくことは困難な状況にあります。

また、行政サービス水準の観点から公共施設の保有量をみると、充足しすぎた施設を保有する状態にはないと判断できます。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、ICT技術の普及による生活様式の変化等により、公共施設等に求められるニーズも今後大きく変化してくることから、将来の行政サービスの水準を考慮して、各公共施設の設置目的に沿った利活用の推進とともに、施設の統廃合や転用、民間活力による施設運営といった新たな管理運営手法等の検討を行っていく必要があります。

2. 基本方針

今後の人口予測、社会ニーズの変化、財政状況を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本方針を次のように定めます。

公共施設の「品質」の確保

住民サービスの提供拠点である公共施設は、常に施設本来の目的機能を果たせる「品質」にあることが必要であり、また、使いやすく、安全、快適に使用できる「品質」を保ち続けることが求められます。そうした「品質」の確保のため、施設の長寿命化計画、個別計画を作成し、計画的な保全整備を行うとともに、日常点検などにより異常個所の発見に努め、必要に応じて、臨時・緊急的な修繕を行います。また、整備、修繕の際には、耐久性や以後の管理更新コストに加え、ユニバーサルデザイン、脱炭素化の推進などに配慮して行います。さらに、近年は自然災害が頻発し、激甚化の傾向にあることから、生活インフラ施設、避難所等の防災施設については、機能不全に陥ることがないように、平時から適切な管理を行います。

公共施設の「供給」のバランスの確保

必要とされる住民サービスは時代とともに変化し、人口、年齢構成、社会情勢等に応じて社会ニーズも変化することから、その時の社会ニーズに応じた公共施設の確保、最適化など「供給」のバランスを図ることが求められます。そうした「供給」バランスの確保のため、施設の新設、更新、修繕の際には、施設廃止までの総管理コスト、少子高齢化、社会情勢の変化等による将来ニーズ量の変化予想を充分検討するほか、施設の縮小、廃止、複合化の検討、また、民間施設の利用・代替、広域的な施設利用の検討を行います。

公共施設の管理に係る「財源」の確保

公共施設の「品質」の確保を図りつつ「供給」のバランスの確保も図ることは、施設の長寿命化などにより経費削減を図っても、「財源」の面からして、大変難しい状況にあります。そのような状況においても、公共施設の管理に係る「財源」の確保を図り、公共施設の「品質」と「供給」のバランスを確保することが求められます。そうした「財源」の確保のため、施設の長寿命化に加え、ランニングコストの縮減、コストの平準化、補助金・基金・起債の活用、使用料の見直し、民間資金の活用、保有資産の有効活用などを行います。それでも「財源」が不足する場合は、緊急具合、重要施設など優先度の高い施設から実施していきます。

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

劣化状況を客観的に把握し、その劣化要因の分析及び対処方法の診断を行うための基礎情報を取得するとともに、緊急的な対処が必要な箇所や、劣化メカニズムが不明で安全性の担保がない箇所を的確に見つけ出し、安全確保を図ることを目的に定期的な点検、診断等を実施します。そうした点検結果や補修履歴、次回の整備時期等の情報等を整理、集約し、補修等の優先度を設定するなど今後の施設管理に活用します。

なお、補修や解体、撤去が完了するまでの間は、進入禁止、利用停止などの安全確保の措置を講じます。

②耐震化、災害対策等の実施方針

旧耐震基準に基づき建設された建物施設の耐震補強は役場西別館を除き完了し、水道施設については、配水管路耐震化事業を計画的に進めています。（役場西別館については、施設の方向性を早急に示したうえで対応を検討します。）しかし、建物躯体の耐震化は図られていても、照明や配管設備等が地震等で被災し、避難所として利用できない可能性も十分考えられます。施設の改修、更新の際は、地震、風水害等の災害発生後においても、正常に使用できるような対策を考慮し実施します。

③長寿命化、維持管理・更新等の実施方針

公共施設等の長寿命化と維持管理コストの縮減、計画的な支出による財政の標準化を図るため、建物系施設については、公共施設長寿命化計画（令和元年5月）を、インフラ系施設については、舗装修繕計画、橋梁長寿命化修繕計画、水道事業管路更新計画を作成し、これまでの事後保全型の管理から予防保全型の管理に変えて、耐用年数前に大規模改修や長寿命化工事を行い施設の長寿命化を図ることとしました。しかし、全ての施設を予防保全型で管理することは財政面で不可能であることから、予防保全型の管理を前提としつつ、点検等による劣化状況等と財政状況を踏まえ、事後保全型の管理と併用して施設管理を行います。特にインフラ施設に関しては、利用頻度によって劣化の進行程度の違いが顕著に現れるため、点検結果により優先度を決めて適切な維持管理を図ります。また、改修等は、老朽化箇所の機能回復だけでなく、施設機能の向上の視点も加味して行います。

④ユニバーサルデザイン化の推進方針

障がいの有無だけでなく、年齢、性別、妊婦、外国人などすべての人が利用しやすい施設となるため、今後の改修、更新にあわせ、または必要な時期に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」等の関係法令や「ユニバーサルデザイン行動計画2020」を踏まえたユニバーサルデザインの導入を図ります。

⑤脱炭素化の推進方針

本町においては、二酸化炭素排出削減、地球温暖化対策として太陽光発電、LED照明の導入など積極的に行ってきました。引き続き導入を図っていきませんが、脱炭素化の目的に加え、建物施設のZEB化、蓄電池の導入などレジリエンス強化の視点で、災害時等でも継続的な運営ができる施設整備を行います。

※ ZEB（Net Zero Energy Building）

…先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと

⑥施設の統廃合・複合化等の推進方針

施設の更新、改修にあたっては、施設単体及び類似施設全体で、その時に必要な行政サービス水準が充足できることを前提に、その施設の将来にわたる需要度、利用価値、必要面積、民間施設の代替等を検証するとともに、施設のランニングコスト、改修・更新費用等、総合的に施設の統廃合、ダウンサイジング等の検討を行います。特に施設の統廃合の検討にあたっては、まちづくりの在り方に関わるものであることから、議会や住民との情報共有を密に行います。

また、施設の更新にあたっては、財政面からもダウンサイジングを伴う施設の複合化を検討します（公共施設等適正管理推進事業債の活用）。

⑦広域連携の推進方針

ごみ処理、消防、水道については広域連携において施設の共同整備、運営管理を行っています。特にごみ処理施設については、施設更新の検討の時期が迫っており、広域による最適な更新計画の策定に積極的に参画します。また、その他施設についても、今後の人口減少、少子高齢化、財政規模の縮小等といった全国的な課題のなか、情報化社会の進展も見据えた広域的な施設利用、施設規模を考え、広域化の検討を行います。

⑧財政負担の軽減・平準化方針

施設の長寿命化、機能更新等による維持管理費用の削減、点検結果による適切な実施時期の決定等により管理費用の削減を図ってはいますが、管理費用に年度間のバラツキが生じてしまいます。単年度における総予算額に対し公共施設等の管理に充てることができる費用にも限りがあることから、優先度等により改修等の順位を決めるなど計画的な管理を行うことで、管理費用の年度間の平準化を図ります。また、施設の設置、更新の際には、施設の効果的運営の視点に加えて、財政負担の軽減の面からも、PFI方式による民間資金活用の検討や、DBO方式等によるランニングコスト等の削減効果などの検討を行います。

※ PFI（Private Finance Initiative）

…公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法のことをいい、自治体の事業コストの削減や、自治体運営に比べより質の高い公共サービスの提供が可能となるなどの効果が期待されます。PFI方式は、主に建設資金を民間から調達するBOT方式、BTO方式、BOO方式と、資金調達は公共で以降の建設、運営等を民間に委ねるDBO方式に大別されます。

BOT（Build Operate Transfer）

…民間事業者が自身の資金で施設を建設、所有し、運営管理を行います。事業期間終了時に無償又は有償で公共に所有権を移管します。施設の所有権が民間事業者にあるため、柔軟な施設管理が可能になるなどのメリットがあります。

BTO（Build Transfer Operate）

…民間事業者が施設を建設し、公共が所有し、民間事業者が運営管理を行います。施設所有権を公共に移す時に建設費が支払われることが多く、民間事業者にとっては事業当初の大きな負担が軽減されるなどのメリットがあります。

BOO（Build Own Operate）

…民間事業者が自身の資金で施設を建設、所有し、運営管理を行います。事業期間終了後も民間事業者が施設を所有します。民間事業者は単独で事業を継続するか、施設を撤去し事業を終了させるかを選択することができます。

DBO（Design Build Operate）

…民間事業者が設計から建設、運営管理を行いますが、公共が資金調達し、所有します。設計と建設が一体化している方が効率的である場合や、民間事業者の初期投資が困難である場合に検討されます。

◎未活用施設の活用又は処分方針

廃止した施設、施設跡地の未活用財産については、公共性、市場価値等を考慮し、用途変更、貸し付け、売却を検討し、積極的に活用又は処分を推進します。

4. 改修・更新サイクルの設定

(1) 建物系公共施設の改修・更新サイクルの設定

建物系公共施設の更新時期については、点検診断等による良好な状態の確保のための維持管理と公共施設長寿命化計画及びそれに関連する個別計画による予防保全的改修等による施設管理を行うことで、施設の長寿命化を図ることを原則としています。

施設の更新サイクルについては、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会発行）をもとに、施設の改修、更新サイクル年数の目標を設定しています。

施設の更新サイクルを延長し、施設を使用し続けるためには、施設の機能を低下させず、機能の維持又は向上を図っていく必要があるため、個別計画を定める延床面積の大きい大規模施設については、更新サイクル目標の概ね半分の年を目途に大規模改修を行うこととし、さらに、更新サイクル目標を 80 年とする施設については、更新サイクル目標の概ね 20 年、60 年を目途に大規模改修を行うこととしています。また、個別計画を定めない小規模施設、木造施設については、更新サイクル目標の概ね半分の年を目途に大規模改修を行うことで 60 年又は 40 年の更新目標サイクルを設定します。

さらにその間には、電気・機械設備等の設備更新も必要であり、耐用年数を基に個別計画で更新時期を計画することとしますが、個別計画を定めない施設の設備更新も含め、設備の点検診断による設備状態の把握に努め、重要設備については定期交換など予防保全的に、それ以外の設備については、財政状況も考慮して事後保全に近い手法で修繕を行います。

《目標耐用年数》

建築物の構造		参考値			更新サイクル 目標値
		建築物の耐久 計画における 目標耐用年数	目標耐用年数 (上限値)	目標耐用年数 (平均値)	
SRC 造 RC 造	高品質	80～120 年	120 年	100 年	80 年/ 60 年 (個別計画なし)
	普通品質	50～80 年	80 年	65 年	
S 造	普通品 S 造	50～80 年	80 年	65 年	80 年/ 60 年 (個別計画なし)
	軽量鉄骨 LGS 造	30～50 年	50 年	40 年	
CB 造		30～50 年	50 年	40 年	該当施設なし
木造		30～50 年	50 年	40 年	40 年

（２）インフラ系公共施設の改修・更新サイクルの設定

インフラ系公共施設の更新時期については、施設の劣化状況について、経年による影響よりも使用頻度等その他の影響によるところが大きく、施設一様に更新サイクル目標の年数設定が難しい状況です。また、主に道路、水路施設については補修が必要な箇所が多く積み残り、事後保全的な管理となっている状況であり、水道施設については、水道管路の耐震化として計画的な更新を図っている状況です。

そのような状況にあることから、道路、橋梁、水路、公園施設の更新時期については、予防保全型の管理を前提としつつも、点検等による劣化状況等と財政状況を踏まえた優先順位を立てて維持補修管理を行うこととし、水道施設の更新時期については、水道管路の耐震化計画的により更新を行うこととします。

5. 管理目標の設定

(1) 建物系公共施設の管理目標

本町が所有する建物系公共施設数については、人口、校區別配置、用途別等から判断して、施設数が過剰であるとは言えません。また、校区コミュニティセンター整備の必要性判断などの課題も抱えている状況です。

しかし、将来人口推計のとおり、町の人口が減少していくことは明らかで、本計画終期近くの2060年には2020年比で約28%減の10,082人、年少人口にあっては、35%減の1,437人まで減少する予測されており、将来的には学校の統廃合などの検討が必要となる可能性もあります。

また、財政の面から施設管理の状況をみると、財源不足により管理が必要な全ての事案を実施することは不可能な状況であり、施設縮減や維持管理費用の削減などを図る必要があります。

このような状況にあることから、2059年度までの施設縮減の数値目標を次のとおり設定し、検討していくこととします。

行政系施設数を14施設から10施設に統廃合する
(ダウンサイジング、複合化の視点も入れて検討を行う)

学校教育施設については、2050年代後半に更新サイクル目標である80年を迎えるため、第4期のファシリティマネジメント計画(2044年—2051年)の期間内に状況等を総合的に判断して方向性を導く

(2) インフラ系公共施設の管理目標

インフラ系公共施設については、計画期間内において、施設総量の縮減を図るまでの社会変革は、現状としては想定できません。各インフラ系公共施設の管理計画により、適切に施設の管理を行うこととします。



第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

前章の公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を踏まえ、施設類型ごとに、施設の特性を考慮した管理の基本的な方針を整理します。あわせて、平成29年3月の本計画策定から令和5年3月の計画改定までの間に行った主な対策の実績を記します。

1. 建物系公共施設の管理方針

(1) 行政系施設

施設名称	延床面積	建物構造	建築年	目標耐用年数	目標耐用年数到達年
役場庁舎	3,260 ㎡	R C 造	1982 年	80 年	2061 年
庁舎西別館	480 ㎡	R C 造	1979 年	60 年	2038 年
大莞コミュニティセンター	569 ㎡	R C 造	1977 年	80 年	2056 年
消防格納庫（第1分団第1部）	73 ㎡	W造	1993 年	40 年	2032 年
消防格納庫（第1分団第2部）	73 ㎡	W造	2000 年	40 年	2039 年
消防格納庫（第1分団第3部）	41 ㎡	W造	1982 年	40 年	2021 年
消防格納庫（第1分団第4部）	48 ㎡	W造	1981 年	40 年	2020 年
消防格納庫（第2分団第1部）	95 ㎡	W造	2012 年	40 年	2051 年
消防格納庫（第2分団第2部）	92 ㎡	W造	2007 年	40 年	2046 年
消防格納庫（第2分団第3部）	49 ㎡	W造	1984 年	40 年	2023 年
消防格納庫（第2分団第4部）	49 ㎡	W造	1987 年	40 年	2026 年
消防格納庫（第3分団第1部）	88 ㎡	W造	1993 年	40 年	2032 年
消防格納庫（第3分団第2部）	65 ㎡	W造	2000 年	40 年	2039 年
消防格納庫（旧第2分団第1部）	35 ㎡	W造	1978 年	40 年	2017 年

- ◆ 役場庁舎、大莞コミュニティセンターについては、個別施設計画を策定しています。個別施設計画を踏まえて、次章「ファシリティマネジメント計画」により計画的に管理を行っていきます。

※ 大莞コミュニティセンターは平成 29 年度に用途変更の改修を実施

- ◆ 役場庁舎については、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（環境省）等を活用し、建物の ZEB 化を行っていきます。

- ◆ 庁舎西別館については、行政経営改革基本計画に基づくアクションプランにおいて利活用方針を明らかにします。
- ◆ 消防格納庫については、「本部＋3分団 10部」消防団組織体制を「本部＋3分団 5部」体制に統合再編することとなっていることから、消防団格納庫も順次、統合・更新を行っていきます。統合・更新の際には、木佐木コミュニティセンターや庁舎西別館機能との施設複合化も視野に検討を行っていきます。また、旧第2分団第1部の消防格納については、老朽化した未活用施設であるため、建物解体による施設廃止を軸に検討を行います。

(2) 社会教育施設の管理方針

施設名称	延床面積	建物構造	建築年	目標耐用年数	目標耐用年数到達年
図書・情報センター	1,235 m ²	R C造	1978年	80年	2057年
総合体育館	3,956 m ²	R C造	1989年	80年	2068年
運動公園(管理棟、艇庫棟)	246 m ²	S造	1991年	80年	2070年
柔剣道場	900 m ²	R C造	1993年	80年	2072年
テニスコート(照明設備)	—	—	1979年 (2005年)	—	—

※柔剣道場（1階：学校施設、2階：社会教育施設）

- ◆ 図書・情報センター、総合体育館、運動公園、柔剣道場の全ての施設で個別施設計画を策定しています。個別施設計画を踏まえて、次章「ファシリティマネジメント計画」により計画的に管理を行っていきます。（ただし、柔剣道場については、行政経営改革基本計画に基づくアクションプランにおいて利活用方針を明らかにした後に、ファシリティマネジメント計画に盛り込むこととします。）

※ 総合体育館は令和2年度に大規模改修を実施

- ◆ 図書・情報センターについては、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（環境省）等を活用し、調光型 LED 設備の導入を行っていきます。
- ◆ 図書・情報センターについては、文書管理の電子化により不用となる水防倉庫に設置した書庫を流用し、閉架書庫の導入を行うこととします。
- ◆ 総合体育館、柔剣道場については、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（環境省）等を活用した調光型 LED 設備の導入の可否について検討を行っていきます。
- ◆ 運動公園およびテニスコートについては、照明設備の LED 化が必要であり、建物やフェンス等の施設全体の整備も含めて、令和7年度までに「公共施設等適正管理推進事業債（脱炭素化事業）」やスポーツ振興くじ助成等を活用した整備の検討を行います。

(3) 保健福祉施設の管理方針

施設名称	延床面積	建物構造	建築築年	目標耐用年数	目標耐用年数到達年
健康福祉センター(健康福祉棟)	1,651 ㎡	R C 造	1998 年	80 年	2077 年
健康福祉センター(多世代交流・倉庫棟)	3,335 ㎡	S 造	1998 年	80 年	2077 年

- ◆ 健康福祉センターについては、個別施設計画を策定しています。個別施設計画を踏まえて、次章「ファシリティマネジメント計画」により計画的に管理を行っていきます。(ただし、行政経営改革基本計画に基づくアクションプランにおいて運営を含めた施設管理の方針を明らかにした後に、ファシリティマネジメント計画に盛り込むこととします。)
- ◆ 健康福祉センターについては、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」(環境省)等を活用した建物の ZEB 化の可否について検討を行っていきます。

(4) 学校教育施設の管理方針

施設名称	延床面積	建物構造	建築築年	目標耐用年数	目標耐用年数到達年
木佐木小学校	3,108 ㎡	R C 造	1976 年	80 年	2055 年
木佐木小学校体育館	727 ㎡	S 造	1979 年	80 年	2058 年
木佐木小学校プール	付属物	R C 造	1964 年	80 年	2043 年
大溝小学校	4,561 ㎡	R C 造	1980 年	80 年	2059 年
大溝小学校体育館	922 ㎡	R C 造	1980 年	80 年	2059 年
大溝小学校プール	付属物	R C 造	1959 年	80 年	2038 年
大莞小学校	2,702 ㎡	R C 造	1978 年	80 年	2057 年
大莞小学校体育館	1,065 ㎡	R C 造	1986 年	80 年	2065 年
大莞小学校プール	付属物	R C 造	1961 年	80 年	2040 年
大木中学校	5,115 ㎡	R C 造	1970 年	80 年	2049 年
大木中学校体育館	1,235 ㎡	R C 造	1972 年	80 年	2051 年
大木中学校部室棟	346 ㎡	R C 造	1996 年	80 年	2075 年
大木中学校プール	付属物	R C 造	1972 年	80 年	2051 年
学校給食共同調理場	660 ㎡	R C 造	1992 年	80 年	2071 年

- ◆ 木佐木小学校、大溝小学校、大莞小学校、大木中学校、学校給食共同調理場の全ての施設で個別施設計画を策定しています。個別施設計画を踏まえて、次章「ファシリティマネジメント計画」により計画的に管理を行っていきます。（ただし、学校給食共同調理場については、行政経営改革基本計画に基づくアクションプランにおいて運営を含めた施設管理の方針を明らかにした後に、ファシリティマネジメント計画に盛り込むこととします。）

※ 大溝小学校渡り廊下、同校体育館は平成 29 年度に大規模改修を実施

※ 木佐木小学校は令和元年度に増築工事を実施

※ 大木中学校体育館は令和 4 年度に大規模改修を実施

- ◆ 木佐木小学校、大溝小学校（校舎）、大木中学校、学校給食共同調理場については、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（環境省）等を活用した調光型 LED 設備の導入の可否について検討を行っていきます。
- ◆ 大溝小学校、大莞小学校、大木中学校、学校給食共同調理場については、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（環境省）等を活用した太陽光発電設備の導入の可否について検討を行っていきます。
- ◆ 小学校及び中学校のプールについては、行政経営改革基本計画に基づくアクションプランにおいて今後の方針を明らかにします。

（５）子育て支援施設の管理方針

施設名称	延床面積	建物構造	建築築年	目標耐用年数	目標耐用年数到達年
子育て交流センター	828 ㎡	R C 造	1984 年	80 年	2063 年
大溝保育園	822 ㎡	R C 造	1984 年	80 年	2063 年
大溝学童保育所	432 ㎡	W 造	2009 年	40 年	2048 年
木佐木学童保育所	275 ㎡	S・W 造	1999 年	40 年	2038 年
大莞学童保育所	123 ㎡	W 造	2003 年	40 年	2042 年

- ◆ 子育て交流センター、大溝保育園については、個別施設計画を策定しています。個別施設計画を踏まえて、次章「ファシリティマネジメント計画」により計画的に管理を行っていきます。（ただし、大溝保育園については、行政経営改革基本計画に基づくアクションプランにおいて運営を含めた施設管理の方針を明らかにした後に、ファシリティマネジメント計画に盛り込むこととします。）
- ※ 大莞学童保育所は平成 29 年度に増改築工事を実施
- ※ 木佐木学童保育所は平成 30 年度に増築工事を実施
- ◆ 子育て交流センターについては、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（環境省）等を活用し、建物の ZEB 化を行っていきます。

- ◆ 大溝保育園、大溝・木佐木・大莞学童保育所については、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（環境省）等を活用した調光型 LED 設備の導入の可否について検討を行っていきます。

（６）商工観光施設の管理方針

施設名称	延床面積	建物構造	建築築年	目標耐用年数	目標耐用年数到達年
道の駅おおき(レストラン・直売所棟)	742 ㎡	W造	2010 年	40 年	2049 年
道の駅おおき(公衆トイレ棟)	192 ㎡	R C 造	2010 年	60 年	2069 年
くるるん農業用倉庫	124 ㎡	S 造	2010 年	40 年	2049 年
農産物加工販売施設	70 ㎡	W造	2000 年	40 年	2039 年
地域創業・交流支援センター	281 ㎡	R C 造	2018 年	60 年	2077 年

- ◆ 道の駅おおき(レストラン)については、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（環境省）等を活用した調光型 LED 設備の導入の可否について検討を行っていきます。 ※ 直売所棟は令和３年度に調光型 LED 設備導入済
- ◆ 道の駅おおき（循環センターを含むエリア一体）については、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（環境省）等を活用した太陽光発電設備の導入の可否について検討を行っていきます。
- ◆ 道の駅おおき(レストラン・直売所棟)については、施設の魅力を高めるため、運営管理を含めた施設再整備の検討を行っていきます。
- ◆ 農産物加工販売施設については、施設利用率が低く、施設の設置目的を果たせていない状況です。施設の転用、廃止の検討とともに、民間活力による新たな施設管理等の検討も行っていきます。
- ◆ 地域創業・交流支援センターについては、まちづくりの拠点施設として、さらにその機能を発揮させるための運営管理手法の検討を行っていきます。

（７）環境衛生施設の管理方針

施設名称	延床面積	建物構造	建築築年	目標耐用年数	目標耐用年数到達年
環境プラザ(管理・ストック・車庫棟)	505 ㎡	S 造	2001 年	80 年	2080 年
環境プラザ(リユースプラザ)	40 ㎡	W造	2011 年	40 年	2050 年
環境プラザ(液肥貯留槽)	509 ㎡	S 造	2006 年	40 年	2045 年
循環センター(事務所・処理棟)	1,008 ㎡	S・R C 造	2006 年	80 年	2085 年
循環センター(液肥貯留槽)	428 ㎡	S 造	2006 年	40 年	2045 年

- ◆ 環境プラザ、循環センターの全ての施設で個別施設計画を策定しています。個別施設計画を踏まえて、次章「ファシリティマネジメント計画」により計画的に管理を行っていきます。
- ◆ 環境プラザについては、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（環境省）等を活用した太陽光発電設備の導入の可否について検討を行っていきます。
- ◆ 循環センターについては、現状発電設備の更新に代えて、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（環境省）等を活用したバイオマス熱利用設備の導入の可否について検討を行っていきます。

（８）その他施設の管理方針

施設名称	延床面積	建物構造	建築築年	目標耐用年数	目標耐用年数到達年
やすらぎ苑	519 ㎡	R C 造	1998 年	80 年	2077 年
石丸山公園(資料館、屋外トイレ)	180 ㎡	S・W造	1994 年	40 年	2033 年
ふれあい広場	101 ㎡	W造	2002 年	40 年	2041 年
木佐木小水辺公園	26 ㎡	R C 造	1992 年	60 年	2051 年
総合体育館東障害者用公衆トイレ	10 ㎡	R C 造	1989 年	60 年	2048 年

- ◆ やすらぎ苑については、個別施設計画を策定しています。個別施設計画を踏まえて、次章「ファシリティマネジメント計画」により計画的に管理を行っていきます。
- ◆ やすらぎ苑については、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（環境省）等を活用した太陽光発電設備の導入の可否について検討を行っていきます。
- ◆ 石丸山公園については、管理計画がなく事後保全型管理の状況です。施設利用率の向上や資料館の利活用も含めて、今後の管理方針の検討を行っていきます。
- ◆ ふれあい広場については、既に施設が老朽化し、利用を制限している状況です。早急に施設の解体又は更新の方針を明らかにします。
- ◆ 総合体育館東障害者用公衆トイレについては、設備構造に難があり十分な機能を果たしていないうえ、総合体育館内及び付近の木佐木小水辺公園にも障害者用トイレが設置されており施設の必要性も高くない状況であることから、施設を廃止することとし、今後の利活用方針の検討を行っていきます。

（９）広域連携施設の管理方針

- ◆ 可燃ごみの処理施設（大川市清掃センター（1992 年稼働）における処理委託）及び不燃ごみの処理施設（八女西部クリーンセンター・リサイクルプラザ（2000 年稼働）における八女西部広域事務組合への負担金）については、大川市清掃センターの施設老朽化に伴う更新時期が迫るなか、八女西部クリーンセンター・リサイクルプラザの施設更新計画も含めて、八女西部広域事務組合構成市町に加え他の県南地域の市町村連携での施設整備の可能性の検討を関係市町村と行っていきます。
- ◆ 消防施設（久留米広域消防本部）については、消防本部において計画的に施設、設備の更新が図られています。引き続き広域のメリットを活かした管理運営が図られるよう注視していきます。
- ◆ 上水道施設（福岡県南広域水道企業団）については、水道企業団において計画的に施設、設備の更新が図られています。町水道事業は、人口減少による給水人口の減少や節水機器の普及等で経営が厳しくなることが予想されるなかで、持続的な経営を確保するため経営基盤の強化を進める一つ的手段として広域化に向けた検討を進めていきます。

2. インフラ系公共施設の管理方針

(1) 道路の管理方針

- ◆ 主要道路については、点検実施要領に基づいた定期点検結果をもとに舗装補修計画を策定し、優先度に応じて計画的な修繕を行い、適正な維持管理を行っていきます。
- ◆ 主要道路以外の生活道路については、日常のパトロールにより点検や住民からの情報をもとに維持管理を行っていきます。
- ◆ 道路の路線重要度、構造、ライフサイクルコスト等を総合的に判断し、財政状況を勘案しながら事後保全型の管理と予防保全型の管理を使い分け、費用対効果や工法を選択して管理を行っていきます。
 - ・ オーバーレイ工法：既設舗装の表面に重ねて舗装を行う工法
 - ・ 切削オーバーレイ工法：路面の凹凸、ひび割れを切削機で削り取ったうえでオーバーレイ工法により施工する工法
 - ・ 打換え工法：既設舗装の路盤又は路盤の一部までを打ち換える工法

(2) 橋梁の管理方針

- ◆ 定期的な点検結果による損傷度に応じた事後保全型を基本として維持管理を行っていくこととしますが、財政状況を勘案しながら予防保全型の軽微な修繕も行っていきます。
- ◆ 橋梁架け替え等の修繕は、法定点検実施のサイクル内の5年の間で実施時期を計画し、事業費の平準化を図っていきます。
- ◆ 橋梁架け替えの際には、ボックスカルバート工法を優先して検討することとし、工費低減、維持管理の簡易化を図っていきます。

(3) 水路(堀)の管理方針

- ◆ 国営事業により造成された国営幹線水路については、国と関係市町村との適切な役割分担により保全管理が行われている状況です。現在、筑後川下流国営施設機能保全事業（平成 29 年度～令和 8 年度）が実施されており、事業完了後には、現在償還中（令和 17 年度まで）の筑後川下流左岸農地防災事業の事業負担金に合わせ、新たな事業負担金の支出も見込まれることから、事業内容や費用負担について、受益市町や関連団体等と連携しながら、国営事業の関係機関との調整を図っていきます。
- ◆ 県営事業等により造成された土地改良施設の用排水路については、農業者をはじめ町や土地改良区、地域住民等によって保全管理が行われている状況です。地域や農業の担い手の高齢化や減少が進む中、地域による農村環境の保全を支援する

多面的支払交付金事業等を活用し、地域による保全管理を推進していきます。

- ◆ 集落排水路については、事後保全型による管理を行っている状況であることに加え、未整備箇所も多くあり、今後も未整備箇所をすべて整備することは難しい状況です。財政状況を勘案しながら、優先順位をつけた修繕、整備を計画的に行っていきます。
- ◆ 水路の補修、整備にあたっては、農業用水及び生活排水機能としての水路だけではなく、防災減災機能、田園景観機能、生物生息機能等の面も考慮した工法、規模の検討を行っていきます。

（４）上水道の管理方針

- ◆ 水道事業経営戦略に基づき、基幹管路については予防保全型による管理を、小口径管については事後保全型による管理を行っていきます。
- ◆ 水道管路耐震化の第２期計画を作成し、水道管路の耐震化を進めていきます。
- ◆ 旧配水場施設（前牟田）については、水道事業会計で管理を行っている状況です。町管理の施設に移管することも含め、今後の施設管理方針の検討を行っていきます。



第5章 公共施設等ファシリティマネジメント計画

1. 基本事項

本章の公共施設等ファシリティマネジメント計画は、財政状況と個別施設計画等を踏まえたうえでの、公共施設等の補修・更新の時期を定めた実施計画として位置づけられる計画です。また、公共施設等ファシリティマネジメント計画の実施計画たる実行性を担保するため、公共施設等総合管理計画の計画期間である37年を、公共施設等ファシリティマネジメント計画については、自治総合計画の計画期間に合わせて8年毎に作成することとします。（再掲）

毎年度予算には、ファシリティマネジメント計画で予定した事業を予算措置することとし、施設全体の計画的な管理を行っていきます。緊急的な修繕や社会情勢に応じた改修等、計画外の事案が発生する場合は、計画中の予定事業の中でも優先順位の低い事業の実施を先送りするなど、随時、ファシリティマネジメント計画の見直しを行います

公共施設等総合管理計画 2023年－2059年

ファシリティ
マネジメント計画

第1期
2023年－2027年

第2期
2028年－2035年

第3期
2036年－2043年

第4期
2044年－2051年

第5期
2052年－2059年

2. 投資可能額の設定

（1）投資可能額の考え方

中期財政計画、活動事業計画をもとに、施設の投資に充てることができる金額を設定します。設定にあたっては、年度単位ではなく、ファシリティマネジメント計画期間中で投資可能な一般財源の額の総額を設定します。

投資可能な一般財源の額には、次の費用を見込みます。

①[計画年度中の歳入見込み総額]－[計画年度中の歳出見込み総額]

※[歳出見込み総額]

…活動事業計画で既に見込まれた施設の大規模修繕・改修、設置、更新、解体に係る費用（施設のランニングコスト等の管理費用は除く）を控除した額

②基金繰り入れ額

③前年度の実質単年度収支の黒字額

④財政予測と決算時における歳入歳出総額の乖離幅相当額

(2) 投資可能額の設定

第1期公共施設等ファシリティマネジメント計画に係る投資可能額を次のように設定し、投資計画を立てることとします。投資可能額は、前年度の実質単年度収支額を毎年度反映するなど、随時見直しを行います。

特に①の歳出見込み総額については、新たな事業（投資事業以外の事業）の追加等が多分に予測され、そうした追加事業分の財源も、以下の投資可能額を財源とすることになるため、以下の金額は、追加事業等が一切ない場合の最大の投資額となります。

また、基金繰り入れ額については、2050年代後半から更新サイクルを迎える学校の管理方針、庁舎等の更新費用等、長期的視点での検討が必要であり、課題として残っています。今後、より具体的な基金活用方針を検討する必要があります。

投資可能額（2023年度から2027年度までの一般財源総額）

最大 13億5,105万円

内 訳

① [計画年度中の歳入見込み総額] - [計画年度中の歳出見込み総額] (施設投資の事業費を除いた額)
325億5,907万円 322億9,229万円 = 2億6,678万円

② 基金繰り入れ額

令和5年度末基金残高

財政調整基金 21億9,808万円

公共施設整備基金 14億7,558万円 (財調残高目標額)

合 計 36億7,366万円 - 12億円 ÷ 5/37年

= 3億3,427万円

③ 前年度の実質単年度収支の黒字額

= 0万円

④ 財政予測と決算時における

(R4:▲2,050万円)

歳入歳出総額の乖離幅相当額

1億5,000万円 × 5年 = 7億5,000万円

3. 公共施設等ファシリティマネジメント計画

(R6.3 修正)

計画に盛り込む事業については、投資可能額の範囲内で、優先度の高い事業を計画に盛り込んでいくこととなりますが、財政の平準化、補助金の有無、起債の状況なども考慮して計画することとします。

(単位：千円)

予定事業	R5	R6	R7	R8	R9
町単独水路等整備事業	8,300 8,300	6,000 6,000	6,000 6,000	6,000 6,000	6,000 6,000
県補助水路等整備事業	63,000 7,476 (30,200)	66,200 7,530 (31,700)	61,500 7,000 (27,000)	40,000 4,800 (19,200)	40,000 4,800 (19,200)
緊急自然災害防止対策債(充当率 100%、措置率 70%) 公共施設等適正管理推進事業債(充当率 90%、措置率 44%)					
旧国道 442 号グリーンベルト化事業	18,000 18,000				
町道 105 号グリーンベルト化事業	6,349 5,249				
グリーンベルト化事業		7,200 7,200	5,000 5,000	7,800 7,800	
道路維持事業	50,000 27,691 (20,200)	53,857 39,457 (12,300)	60,000 32,900 (25,000)	60,000 32,900 (25,000)	60,000 32,900 (25,000)
緊急自然災害防止対策債(充当率 100%、措置率 70%) 公共施設等適正管理推進事業債(充当率 90%、措置率 44%)					
町道 10 号線自歩道設置事業	495 495	32,500 32,500	40,000 19,100 (9,900)		
公共事業等債(充当率 90%、措置率 50%)					
町道 5 号線整備事業		12,000 12,000	20,000 9,000	5,000 2,250	5,000 2,250
狭あい道路整備事業	34,000 24,656 (4,400)	58,929 6,865 (22,600)	30,000 1,500 (13,500)	30,000 1,500 (13,500)	30,000 1,500 (13,500)
公共事業等債(充当率 90%、措置率 50%)					
橋梁長寿命化事業	17,070 17,070	31,700 28,400	20,000 16,700	20,000 16,700	20,000 16,700
交通安全施設整備事業	4,000 2,000	8,600 6,600	7,500 5,500	7,500 5,500	5,000 3,000

予定事業	R5	R6	R7	R8	R9
大溝駅前広場整備事業	6,445 6,445	6,000 6,000	75,000 75,000		
庁舎等 ZEB 化事業	336,270 171,566				
消防施設整備事業 (消防格納庫建設予定地整備事業含む)	24,582 24,582	93,720 0 (93,720)	3,399 3,399	93,720 0 (93,720)	3,399 3,399
緊急防災・減災事業債(充当率 100%、措置率 70%)					
テニスコート防球フェンス改修事業	42,840 26,840				
スポーツ振興くじ助成金(助成率 2/3)					
テニスコート夜間照明改修工事				495 248	9,754 4,877
運動公園夜間照明 LED 化整備事業	99,815 49,908				
図書館照明 LED 化事業	22,451 11,226				
やすらぎ苑営繕事業	1,727 1,727	15,364 15,364	104,827 10,483 (94,300)	4,280 4,280	3,444 3,444
公共施設等適正管理推進事業債(充当率 90%、措置率 44%)					
総合体育館浄化槽改修事業			2,000 2,000	60,000 60,000	
木佐木小学校体育館大規模改修事業	204,655 85,838 (78,800)				
学校教育施設等整備事業債(補正予算債)(充当率 100%、措置率 67.5%)					
木佐木小学校フェンス等改修工事		3,000 3,000			
大莞小学校駐車場等整備工事		25,410 25,410			
大溝小学校屋上防水等改修事業		7,600 7,600	105,000 21,967 (49,700)	105,000 46,767 (24,900)	
学校教育施設等整備事業債(充当率 75%、措置率 30%)					
大木中学校屋上防水等改修事業				10,000 10,000	125,000 61,667 (30,000)
学校教育施設等整備事業債(充当率 75%、措置率 30%)					

予定事業	R5	R6	R7	R8	R9
小学校施設LED照明改修工事		5,910 2,955		36,000 18,000	
中学校施設LED照明改修工事		4,620 2,310		46,000 23,000	
学童保育施設LED照明改修工事			1,550 775		6,820 3,410
大溝保育園LED照明改修工事			750 375		5,650 2,825
循環センターLED照明改修工事			700 350	6,350 3,175	
こっぽーっとホール等LED照明改修工事			1,100 550		13,070 6,535
合 計	939,999 482,207 (133,600)	438,610 209,191 (160,320)	544,326 217,599 (219,400)	538,145 242,920 (176,320)	333,137 153,307 (87,700)

(上段：事業費総額、下段：うち一般財源額、()内は起債額)

※ R5～R9 事業費合計 2,794,217 千円

(うち一般財源 1,305,224 千円、起債額 777,340 千円)